

○3番(島田 正彦君) おはようございます。

今年も異常気象に災害が各地で発生し、8月20日には広島で局地的な大雨となり、大規模な土石流が起こり、甚大な被害をもたらしました。私も広島には3年間住んでいました。

今朝、広島の知人の職員からメールがあって、いまだに市の職員、男性は交代で夜勤を、女性は土日勤務をしているそうです。死者72名、行方不明者2名、土砂崩れ170カ所、道路・橋梁被害は290カ所にもなり、今もボランティアなどの協力を得て懸命な復旧作業が続いております。

お亡くなりになられた方々には、心よりご冥福をお祈りいたします。

今回の災害においては、危険な状況下や深夜の場合の被害についてや豪雨、雷の音などにより広報が聞こえにくい状態での情報伝達の手段など、さまざまな課題が残されています。このような際には必ず避難勧告の発令のタイミングの問題も問われ、賛否両論となりますが、近年のだれもが予測できない自然災害に対しては、備えあれば憂いなしの格言のとおり、十分過ぎるぐらいの心構えが必要ではないでしょうか。

最終判断は結局自分自身であり、まずは一人ひとりが自分の命を守り、そして自助から共助へつなぐということを心がけていきたいと思えます。

それでは通告書に従いまして、本日は4つの一般質問をさせていただきます。

1つ目は児童虐待について、2つ目は手話条例に伴う手話の奉仕員養成について、3つ目は高齢者交流サロンについて、4つ目は町民ギャラリーその他についてを質問いたします。

まず第1問の質問でございます。児童虐待について。

全国的にも児童虐待相談数は初めて7万件を超え、7万3,000件という最多を更新しています。これは前年より7,000件増えまして、パーセンテージで言いますと10.6%増えています。また、三重県においても、児童相談所が対応した2013年の児童虐待の相談数は前年より95件増えて1,117件、5年連続で最多を更新しております。昨年と対比しますと9.3%増です。

三重県内5カ所の児童相談所の内訳になりますけれど、北勢ブロック、526件、昨年対比で31%増えています。中勢375件、6%増、南勢・志摩、74件、35%減、伊賀105件、17%増、紀州37件、42%減になっております。東員町はこの中の北勢児童相談所でございます。ここも顕著に相談が増えております。

相談数が増えるのはマイナス要因のみではなく、中には児童虐待による死亡事故が北勢地区、桑名、四日市市でございました。そのような悲惨なケースを食い止めるためにも早期の市町の相談体制の強化が必要だと思えます。

児童虐待とは4つございまして、1つ目は身体的な虐待、2番目が性的な虐待、3番目がネグレクト、4番目が心理的な虐待でございます。字のように身体的虐待とは、殴る、蹴る、

投げ落とす、やけどを負わせる、激しく揺さぶるなど、この件が206件ですね、全部の中で39%を占めております。

性的虐待とは、子どもへの性的虐待でございます。これは10件で2%。

ネグレクトとは、家に閉じ込めたり、食事を与えなかったり、車の中に放置をしたり、重い病気になっても病院に連れていかないなど、これが122件です。23.2%。

最後に心理的虐待とは、言葉による脅し、無視、兄弟間で差別的な扱いをする。子どもの前で家族に対して暴力を振るう。ドメスティック・バイオレンスですね。これが188件で33.8%、先ほどの身体的虐待に次いで2番目に多い虐待でございます。

このように児童虐待は子どもの生命を脅かすだけでなく、死に至らないまでも、頭部外傷などにより重大な障がいを残すこともあります。さらに虐待を受けた子どもは心に傷を負い、その傷が子どもの人格形成に影響を及ぼして、将来、親になったときに虐待の世代間連鎖を起こしやすいこと、またうつ病などにより、生涯にわたってその人を苦しめる場合があることもわかってきております。

そのために児童虐待の発生を予防すると同時に、虐待を早期に発見し、対応していくことが重要です。

虐待の状況なんですけれど、これは実の母が55.5%、実の父が34.6%、ほとんどが実の母と実の父ですね。実父以外の父、5.9%、実母以外の母が2.1%で、ほとんどが実際の父親と母親による虐待ということですね。

通告経路としては三重県では市町村福祉事務所が64%と、通告の場所としては一番多くなっております。

ちょっと長々となりましたけれど、それでは質問に入ります。

質問の1、町における虐待に関する相談件数をお願いします。平成24年度、平成25年度の実績です。

2番目に近隣市町との連携があれば具体的にお伺いします。

3つ目、他市町のように児童相談所、警察などとの連携についてお伺いします。

4つ目、子どものSOSを見逃さないための対策について、お伺いします。また、啓蒙するための告知はどのような方法をとられているのでしょうか。

以上です。お答えください。

○議長(木村 宗朝君) 水谷眞人生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 眞人君) それではご質問をいただきました児童虐待についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町における虐待に関する相談件数につきましては、平成24年度は4件、平成25年度は、例年に比べまして5件増の9件の相談がありました。

次に近隣市町との連携につきましては、対象の児童が東員町に転入される場合や東員町から転出する場合には関係市町村と情報交換を行い、必要に応じてケース会議を行うなど、支援に切れ目がないように努めております。

また、北勢市町では、要保護・要支援家庭への支援等についての意見交換と情報共有を目的とした会議を開催しており、市町の連携強化に努めております。

次に児童相談所や警察などとの連携につきましては、児童虐待に対応するため設置いたしております東員町要保護児童等対策地域協議会に、北勢児童相談所やいなべ警察署に参画いただき、情報の共有と事案の進行管理や緊急時への対応にご尽力をいただいております。

最後に子どものSOSを見逃さないための対策、啓蒙するための告知につきましては、子どものSOS発信を見逃さないよう、虐待の兆しを早期に発見するための技術向上を目指し、保健師、保育士、教諭を対象とした研修会を平成25年度に開催したところでございます。

本年度は、日ごろから地域での見守り活動にご尽力をいただいております民生委員を対象にした研修会も予定をしております。

また先般、議員からご提案いただきました電柱広告も、その一環として取り組みを始めさせていただいたところでございます。

なお、毎年11月の児童虐待防止月間には、広報とういんやホームページにて啓発を行うとともに、園や学校、関係施設等へのポスターの掲示も行っております。

いずれにいたしましても、児童虐待では、テレビや新聞紙上でも子どもの死亡事件が取り上げられており、緊急の対応が求められますことから、地域の見守りから異常時の通報に早急な対応をすべく努めてまいりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) 非常に早く話をされるので、なかなか筆記ができずに。

町の虐待件数というのが平成24年度で4件、平成25年度で9件ということなんですけれど、非常に少ないように思うんですけど、これはどういうふうに解釈されているでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 件数を見てみますと、平成24年度から平成25年度は9件ということで5件余り増えております。年によっても違いますし、確かに表に出にくい場合もございますので、我々が実際つかんでおるのがこのような数字で、年度によっても多い少ないも出てきますので、ご答弁申し上げたとおり、子どもからのSOSを見逃さないことを重点にということで、なるべく事象が出ましたときには、すぐに対応できるような体制を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) 数が少ないのが健康的だと、実際は思っていないのですね。恐らく通報したくてもなかなかできないようなジレンマが非常に多いと思います。虐待はため

らわず通告するというのが基本でございますけど、なかなかそこまで一般町民の方に浸透してないというのは現状だと思います。

実際、虐待を見ているのに通報しなかったという方が、これ新聞のデータでございますけど45%、虐待を見てるんだけど通報しないと、ためらっている方もみえるわけですね。

児童相談所に子どもを入所させたというケースですね、いろんな相談があるんですけど、7%ぐらいしかないと。あとはもう児童と一緒に家族が暮らしながら指導を行っているという現状なんですけれど、数が少ないもので余り私、質問しても重みがないかもわかりませんけれど、これはもう全国的な形態として覚えておいてもらえませんか。虐待の起こる背景を部長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) やはりいろいろな面があろうかと思えますけども、家庭の経済的な状況もありますやろうし、また親ごさんが精神的にいろんな面で困ってみるとか、そんなこともありますので、一概にさまざまなケースの中で事例はありますけども、さっきも言われましたように、そんな中でもその事例を見逃す、または見ても見逃してしまうようなこともございますので、今後につきましてもそんなことのないような形で広報等に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) やはり虐待の背景というのは、親の育児とかいろんなストレス、全部あるんですよね。その根源を絶たない限り、なかなか虐待というのは減らないと思います。

そのためには子育て支援とか、その辺と連携をしながら事前に食い止めるとか、事前に察知できるようなシステムを構築する必要があると思うんですね。今は7件かもわかりませんが、隠れた50件かもわかりません。その辺を踏まえた上で、出てくる数字だけで安心はしないでほしいと思いますね。

それとSOSのチェックシートというのがありますが、これはたまたま堺市へ行ってきて、私もらってきたんですけど、こういういろんなチェックシートが、若いお母さんたちが集うような場所に置いてあります。もちろん、市役所には置いてあるんですけどね。こういうものを今、東員町では用意されているのでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 今お示しいただきましたチェックシートというのは使っておりません。やはりそういう形で、うちがつかまえる一つの事例のチェックというのは大事だと思いますので、今後はそれも参考にさせていただきますので、よろしく願います。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) 近隣は四日市市で66%、桑名市が66%、いなべ市が48%、鈴鹿市は10%減っているんですけど、非常に増えてきていますよね、北勢地区が。そ

の辺をちょっと懸念しながら、また桑名市、いなべ市と連携をとって、いろんな情報交換を今後もしていただきたいと思います。

それと、こういういろんなリーフレットとかチラシがありますので、皆さんの目に触れる場所にこういうものをぜひ置いていただきたいと思います。コミュニティセンターとか。なかなかこれ、部署の前へ行かないと手に入らないので、そうじゃなくて、だれもが取れるような場所に今後置いていただいて、もう少し、児童虐待というのはどんなものなのかということ浸透させていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

それでは2番目の質問に入ります。

手話条例に伴う手話の奉仕員の養成についてでございます。

平成26年、国連で障害者権利条例が批准され、その第2条に言語に関する規定が設けられました。手話が言語に含まれることが明記され、そこで全国都道府県市町から国に対しての手話条例の制定の意見書の提出が加速しました。東員町も6月に出しております。

これまでは聾学校では、口語法という口の動きや表情などから話された言葉を理解し、音声言語を発生する指導法をとってきました。そのため、手話は日本語の習得を妨げるものと誤解され、多くの学校では意図的に排除されてきました。

手話が言語であると認められたことで、聾者は大きく希望と自信を持つことになりました。法の整備が整うならば、聾学校での教育法も変わり、カリキュラムの中に手話の授業が設けられ、良質の学習が受けられると思います。

現在、全国の聴覚障がい者の方は約33万人、三重県では約7,400人ですね、幼児を含んでおります。そのうち手話でコミュニケーションをとる方は全国で5万人、三重県で1,100人ほどです。15%ぐらいで非常に少ないですね。

それではこれに関して質問をいたします。

1番目、全国都道府県市町の手話条例の意見書の採択状況をお聞かせください。

2番目、いなべ市、東員町での聴覚障がい者の方は現在何名おみえになるのでしょうか。

3番目、員弁聴覚障がい者福祉協会のエリアの中で手話の奉仕員の養成が必要だと思います。何名ほどと考えられているか、お聞かせください。また、その費用はどれぐらい必要ですか。項目別にお伺いいたします。

よろしく願います。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 手話条例に伴う手話奉仕員養成についてのご質問にお答えいたします。

まず、都道府県と市区町村の意見書の採択状況につきましては、8月末時点におきまして、都道府県については34の都道府県で採択され、市区町村は1,741のうち、611の市区町村で既に採択されております。

また、三重県内の状況につきましては、29市町のうち21市町で採択されている状況にございます。

なお、手話に関する条例制定につきましては、県内では松阪市のみとなっております。

次にいなべ市と東員町の聴覚障がい者の人数につきましては、手話通訳の対象となる方については、対象者と考えられる聴覚障がいの3級までの方になりますが、いなべ市で100人、東員町で37人、合わせて137人でございます。しかしながら手話を理解できる方もいらっしゃいますので、実質には6割程度の約80人と考えております。

次に手話奉仕員の養成人数につきましては、東員町で5名程度を養成できればと考えております。

最後の費用につきましては、養成講座を開催するに当たっては、聴覚障害者福祉協会の協力も必要でございますので、協会の区域を考慮しなければなりません。したがって、いなべ市と協力しながら進めていく必要があります。費用を含め、協議してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、手話通訳奉仕員の養成につきましては、障害者総合支援法により、地域生活支援事業として市町村の必須事業に位置づけられたところでございまして、早急に取り組むべき課題として認識いたしておりますことから、事業実施方法等がまとまりましたら議員の皆様にお示しさせていただきますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) ありがとうございます。

あと、三重県で残っているのは9月採択予定ですね、桑名市、菰野町、玉城町、志摩市、度会町、南伊勢町、大紀町、御浜町、完全に採択されれば三重県は全部OKということでございます。これが意見書がついたからどうのこうのではなくて、片方では次の準備をする必要があると思うんですね。それが今の奉仕員の件でございます。

役場にも5名の中で1名ぐらいそういう方がみえたら一番ベターかなと思うんですけど、その辺、部長はどのようにお考えでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) お答えさせていただきます。

今ご提案の役場の職員の中でも1名というお話ですけども、おっしゃるように確かに窓口での対応等にもそういうことも有効とは思いますが、またこの中でのごことで、一度その辺も検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) 非常に難しい質問をしまして申しわけないんですけど、一番皆さんにいていただきたいという場所は役場でございますので、できれば前向きに検討していただいて、1名、役場の職員が手話ができる方がいればいいなということを思っております。

聴覚障がい者というのはプライバシーの問題もありまして、なかなか表に「はい」と手を挙げて出てこないで、正確な数字はつかめませんけれど、員弁聴覚障がい者の福祉協会のエリアの中では200人はおみえになると思いますので、どうしてもそういうような奉仕員というんですか、必要になってくると思いますから、いなべ市とここを含めて20名というお話をお聞きしていますので、その割り振りからいっても、東員町は5名は必要だと思います。非常にお金もかかってくることでございますけれど、毎日送られている方のことを思えば、手話条例制定に向けて、今、国も動いているわけですから、前々にもってそういう運動を起こしていただきたいと思っておりますので、ぜひ行政のほう、力を入れてやっていただきたいと思っております。

よろしく願います。

続きまして3番目です。高齢者交流サロンについて。

超高齢化社会の中で、高齢者の居場所づくりの推進が全国市町で活発化しております。この居場所とは、人と人とのつながりを深めることが重要です。何らかの形で地域や近隣の人との接点を持つことで触れ合いが生まれ、周りの人が高齢者の状況を把握できるなど、高齢者の安心確保にもつながっております。

高齢者が家の中で引きこもると、地域での孤立化が進む恐れがあります。それを防ぐために地域とのつながりをつくるために、高齢者をはじめ地域のだれもが気軽に立ち寄ってお茶を飲んだり、おしゃべりのできる居場所が重要だと考えております。

そこで質問でございます。

1番目、現在、町内に高齢者の方たちが集う交流場所は何カ所ありますか。元気サロンなど、名目別にお伺いします。

2番目、それぞれの場所で、年間どれぐらいの方が利用されていますか。

3番目、今後急速に進む超高齢化の中で、このような交流サロンは必要と考えますが、今の状況で満たされているとお考えでしょうか。

4番目、今、団地内の交流サロンの存続が危ぶまれ、存続の署名運動が起こっております。年間延べ1万人が利用されているこのサロンは、まさに高齢者交流サロンのモデルでございます。町としてのサポートを強く要望しますが、考えをお伺いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 高齢者の交流サロンについてのご質問にお答えを申し上げます。

1点目の高齢者の方たちが集う交流場所の箇所数及び2点目の交流場所での年間利用者数につきましては、町の事業として高齢者の方たちが集う主な交流場所は、いつでも、だれもが気軽に集まれる場所として各自治会で開催されている「元気老人サロン」、高齢者が自らの健康づくりや介護予防など、生きがいを高める活動に取り組む「シニアクラブ」が挙げられます。

平成25年度の実績として、元気老人サロンでは23自治会全てで取り組まれ、実施回数626回、延べ参加者数1万5,000人余りとなっております。また、シニアクラブでは、シニアクラブ連合会を中心に町内に14団体、2,397人の登録者により、生きがいづくりに取り組んでいただいております。

3点目の今の状況で満たされているかの考えにつきましては、現在、元気老人サロンは各自治会で積極的に開催され、開催回数も参加者数も増加し、交流の場として定着しつつあると考えております。

しかしながら、シニアクラブでは登録者の減少、元気老人サロンでは参加者の固定化など、課題も抱えておりますことから、今後は現在交流の場に参加されていない方も参加しやすい取り組みを推進することが重要であると考えております。

4点目の高齢者交流サロンへの町としてのサポートの考えにつきましては、本町では今後高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者などがさらに増加することが予測されます。

交流の場は「互助」いわゆるお互いが助け合う場として、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組むべき重要な位置づけであることから、今後も交流の場の推進、取り組みに対する支援方法を検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) ありがとうございます。

交流サロンというのは、大きく分けて、元気老人サロンとシニアクラブの2つということで解釈してよろしいでしょうか。これはこれで、今ご答弁いただいたように非常に大事で、この仕組みは守っていただきたいと思っておりますけれど、私が今回テーマとしているのは、ネオポリスの団地の中に1つ、スーパーの跡地でやっているサロンがあるんですね。そこはまずリサイクル、ユースというんですかね、ユーリースというのんですかね、古い物を新しくして売るという、それとフリーマーケット、それとお茶が飲めるサロン、それと展示会、作品展、4つを全部かなえていて年間1万人と。NPOを立ち上げた方のご尽力で今の規模になっているわけですが、そこがスーパーの事情か何か、ちょっとよく今のところわかりませんが、閉めるんだというお話が今流れてきてまして、それはもう絶対に閉めないでくれという運動が今起こって、署名が110でしたね、昨日の時点で、それぐらい署名が集まっております。

固定客が約300人ぐらいおみえになって、もちろん1万人という数字は延べでございますけれど、それだけ下の在来の地区からも城山からも、もちろん笹尾からも、皆さんが一堂に会して交流されるという場は、元気サロンとかシニアクラブとは、ちょっと意味が異なる場所なんですね。

だからこそ、私は行政も1枚かんでいただいて、三位一体になって何とかここを残したいと。またここがモデルになれば、下の在来地区でもそのような古民家を利用して、そういう



ところがないかというモデルにしたいと思っておりますので、その点を踏まえて、もう一度ご回答願いたいと思います。

○議長(木村 宗朝君) 水谷生活福祉部長。

○生活福祉部長(水谷 真人君) 先ほどもお話をいただいたように、スーパーの跡地を利用して笹尾地内のNPOの方がごみ減量や、先ほどおっしゃいましたリサイクル、リユース、フリーマーケット等々やっておられて、町内からも町外からもみえるということもお聞きをしております。

そしてまた環境活動の推進だけでなく、おっしゃいました憩いの場といいますか、そういう集う場にも提供されておるということで、もともとスーパーの跡地ということで借地・借家をされておりますので、スーパー開設からも相当な年数がたっていて老朽化も激しく、雨漏り等もされておるといのは、NPOの代表の方からお聞きしております。

そういうふうな状況ですもので、地震とかそんなものもありますもので、責任もどうこうということも話が出ておると聞いておりますので、退去していただけないやろうかということも言われておるといのも聞いておりますし、その辺でどうしてもNPOさんですので、町としましては元気老人サロンという形ではなく、もともとは環境面でやられておるものですので、NPOさんとして、何かお手伝いできるものがあれば、特にNPOの関係になりますと県のほうですので、県のほうでは財政的な支援、また運営面の支援もございますので、その辺も県と相談させていただきながら、ご支援できるものはさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをします。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) 私のお願いはそういうことなんですね。雨漏りがするとか耐震とか、いろんな問題がありますので、行政としてもこれをチェックしていただいて、どうなんだという現状は、我々ちょっとまだチェックしてないものでわからないですけど、プロとしてそういうのがこうだからこうだというのは、町民の皆さんにも示していただきたいし、県とかそういうところ辺の補助が出るのであれば、動いていただきたいと思います。

ぜひ本当にこれだけは消さないでいただきたいと思っておりますので、これはもう町民の願いとして私も代弁させていただいて、ぜひお願いしたいと思います。

県外も栃木県にしても、いろんなところがいっぱい今のサロンですね、交流サロンというものに力を入れておまして、それを社協がやっておったり、行政がやっておったり、NPOがやっておったり、さまざまな形で存続を続けたいということで運動を起こしておりますので、NPOに任せただけじゃなくて、行政も目を光らせていただいて、こんなところにこんな集う場所があるということ、いま一度ちょっとわかっていたいただきたいのと、将来は絶対に必要になってくるモデルですので、早急に一遍、部長のほうも現場を見ていただいて調査をしていただいけませんか。課長には来ていただいて現場を見ていただいております。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは最後の質問になりますけれど、町民ギャラリー、役場内掲示物の場所についてでございます。

質問1、町民ギャラリーの意義をどのようにお考えでしょうか。これは町長のマニフェストにもございました。

2番目、開設以来の利用者状況をお聞きしたいと思います。

3番目、利用に当たっての規定はあるのでしょうか。また、利用者の承認はどの部署のどなたがされるのでしょうか、お伺いいたします。

4番目、町民が見るべき重要な掲示ポスターなどが全く目に触れないような役場の通路の一角にございます。他の市町では、各部署の前に目立つように掲示されているところが多い。町民サービスの配慮に欠けているように思いますが、いかがでしょうか。

ご答弁願います。

○議長(木村 宗朝君) 早川正総務部長。

○総務部長(早川 正君) 町民ギャラリー・役場内掲示物の場所についてのご質問にお答えをさせていただきます。

公共施設におけるスペースの有効活用といたしまして、平成23年7月から、町民ギャラリーとして役場庁舎のロビーを活用し、今の展示形態を開始させていただいております。

現在までの利用状況につきましては、町内を拠点に活動の団体と町内在住の個人の延べ38の団体・個人の方にご利用をいただいております。

展示施設としましては、総合文化センターに町内・町外の方もご利用いただける展示コーナーを有しておりますが、町民ギャラリーは、町内を拠点に活動していただいております団体、または町内に在住される個人の方の作品を展示し、役場をご利用になられた方が、くつろいでいただけるロビーづくりに努めております。

今後も皆さんに親しみを持っていただくような町民ギャラリーとなるよう、展示方法を工夫してまいりたいと考えております。

また、利用規定でございますが、現在はケース破損などの対応や、これまでお寄せいただいた展示者からのご質問やトラブルを整理し、試行の要綱として運用をいたしております。

なお、利用の申し込み窓口は総務課で対応をさせていただいております。

続きましてポスター等の掲示方法につきましては、役場庁舎の構造上、有効なポスタースペースが少ないことから、西庁舎のカウンター下に専用のパネル板を設けましたが、全課が利用できるポスタースペースとして十分に確保はできていないのが現状でございます。

庁舎1階事務所の配置などから、新たな掲示板等につきまして、今後施設の改修、あるいは修繕等にあわせて考えてまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) ありがとうございます。

ちょっと私の解釈と違うかもわかりませんので、お許してください。

町民ギャラリーというのは町民が楽しんでいただけるギャラリーでございます。これは出される方の楽しみでもあり、見る方の楽しみでもあるわけですね。そういう観点からいけば、よその市町を見てもらったらわかるように、町民とか限定せずに、四日市市とか、桑名市とか、いなべ市とか、近隣の方もたまには出していただいて、ちょっとレベルの高い、そういうものの作品を並べていただくのも、見る人の楽しみの1つだと思います。

よその市町が出していただければ、よその市町の方がまた役場におみえになります。私は町民だけという限定をせずに、もう少し広く、ワイドな感じでこういうギャラリー、公共施設は使っていただきたいなと思うんですがございますけれど、その点、部長どうでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) お答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、町民皆さんの展示物につきましては、総合文化センターのほうに展示コーナーというものを用意しております。役場のロビーにつきましては、役場のほうに例えば住民票であるとか、税の関係で来庁されたときにくつろいでいただくという部分の場所の活用と、それと町内の方の活動をいただいている方を広くPRもさせていただこうという趣旨から、ギャラリーとしてつくらせていただいております。

基本的には町民ギャラリーにつきましては、町内の方の作品を今現在は利用させていただいておりますし、町外の方につきましては、できましたら文化センター等の本当の展示コーナーのほうをご活用いただきたい、そんなふうに思っております。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) そうすると、他市町で東員町の人に見ていただきたいという場合はギャラリーは使えないから、文化会館は使えるわけですか。そこはOKなんですか。そういう説明をすればいいわけですね、はい、そういうことでPRをしていきたいと思いません。

よそから来ていただく役場というのはもの凄いいと思うんですね。町民が役場に来るのは当たり前なんですけれど、いなべ市の方が東員町の役場を見て、どうなっているのやという、そういうふうな観点も今後は大事だと思います。ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

それと重要なポスターですね、皆さんご存じだと思いますけど、建設課のほうへ行かないとポスターが見えないし、まっすぐ歩いても影になって見えないのですね。あの中に大事なポスターがあるんですね。そういうものが、町民があそこへ来て、今のギャラリーではないですけど、皆さんが目につけるところにまず置くべきだと思うんですね。

いろいろ前も経験されたと思うんですけど、部署の前に張ってペラペラしたとか、まだいなべ市は、そのペラペラをやっております。見栄えが悪いかわかりませんが、まず目に触れるということが一番大事な部分だと思うんですね。その辺のちょっと配慮を今後し

ていただいて、パーテーションを組むとか、早急に町民に知らせるポスターは目につくところに張るというふうな形でお願いできるでしょうか。

○議長(木村 宗朝君) 早川総務部長。

○総務部長(早川 正君) お答えをさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、確かに役場の庁舎のロビーのところにポスタースペース、少のうございます。現在は庁舎の東側と申しますか、トイレの多目的スペースのところと通路のところ、それと西庁舎のほうには各カウンターの下につくらせていただいておりますけれども、役場の本庁舎のほうはスペースが大変少ないような状況になっております。

今、島田議員が申されましたように、ポスターにつきましては本当に大切な部分もありますし、住民の方へPRするということから、ポスタースペースのほうを十分に活用できるようなスペースを、また今後、修繕等ございました際に作成をしていきたいというふうに思っております。

よろしく願いをいたします。

○議長(木村 宗朝君) 島田議員。

○3番(島田 正彦君) 修繕を待たずして、スピーディにやっていただきたいと思いません。

あくまでも町民の目線に立って、町民のためにやっていただける総務課だと思しますので、今後ともぜひ前向きによろしくお願いいたします。

ありがとうございました。